

令和8年度臨時的任用職員(一般行政事務)募集要項

|       |   |
|-------|---|
| 職務内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の一般行政職員として臨時的に雇用するものです。</li> <li>・ 大島支庁総務企画課において、内部管理事務(庶務・経理・福利厚生事務等)を担当していただきます。</li> </ul>   |
| 募集人員  | 1人  |
| 募集対象  | <p>以下の条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン操作ができる方(一太郎, エクセル等を使用して, 文字入力ができること。)</li> </ul> <p>なお, 以下に該当する方は, 応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁錮以上の刑に処せられ, その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け, 当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し, 又はこれに加入した者</li> </ol>                           |
| 勤務条件等 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤務時間<br/>原則として, 土日・祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時まで休憩時間)</li> <li>2 休暇<br/>年次有給休暇, 特別休暇</li> <li>3 給与<br/>給与は, 職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。<br/>基準となる給料月額は「197,900円」で, 職務経験等のある場合には, この額に一定の基準で加算されることがあります。</li> <li>4 期末手当<br/>勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。</li> <li>5 諸手当<br/>超過勤務手当, 休日給を支給します。<br/>通勤手当等の諸手当については, それぞれの支給条件に応じて支給します。</li> </ol> |
| 勤務地   | 奄美市名瀬永田町17-3<br>鹿児島県大島支庁総務企画課   |
| 任用期間  | 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで<br>条件付きで, 更新する場合があります。  |
| 報酬支払日 | 原則として毎月21日  |
| 退職金制度 | 無   |
| 加入保険等 | 地方職員共済組合等<br>災害補償制度の適用あり。   |
| 住 宅   | 無   |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>応募方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市販の履歴書(写真貼付, 学歴及び職歴, 志望動機を明記。)により, 下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。(応募締切:令和 8 年3月 4 日(水)正午必着)<br/>*郵送の場合も同じ。</li> <li>・ 後日, 面接日時等を連絡します。</li> <li>・ 応募期間にかかわらず, 採用者が決定次第, 募集を締め切らせていただく場合がありますので, あらかじめ御了承ください。</li> <li>・ 選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので, あらかじめ御了承ください。</li> </ul> |
| <p>その他</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いただいた応募に関する個人の情報は, 本募集・採用に関するものにのみ使用し, 応募の秘密については厳守します。</li> <li>・ 地方公務員法第 22 条の2第1項に規定する臨時的任用職員として採用します。</li> <li>・ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合, 面接及び勤務成績により選考を行い, 再度任用されることもあります。</li> </ul>   |

書類提出先及び問い合わせ先  
〒894-8501  
奄美市名瀬永田町17-3  
鹿児島県大島支庁総務企画課  
担当 橋口  
電話 0997-57-7212